役員報酬シミュレーション

取扱説明書

・本ソフトウェアはMicrosoft Excel上で作動します。お使いになるには別途Excelが必要です
（Excel97/2000/2002/2003対応）
・本ソフトウェアは平成17年4月時点の税率・料率・制度内容に基づき作成されています
計算結果については概算で算出するものもあり、実際の計算結果と相違する場合があります
・本ソフトウェアを使用した結果の影響については一切責任を負いかねますのでご了承ください
・本ソフトウェアの仕様は将来予告なしに変更することがあります

株式会社 エフ・エー・ピー
Financial Planners' Associate Products

〒556-0016 大阪市浪速区元町2-8-4
TEL(06)6648-7657 FAX(06)6648-7658

■「役員報酬シミュレーション」インストール方法と注意事項

この度は、保険コンサルティングソフト「役員報酬シミュレーション」を御購入頂き、誠にありがとうございます。
「役員報酬シミュレーション」に関しては、ご使用の前に下記内容を御確認下さい。

■Microsoft Excel（表計算ソフトについて）
本ソフトはExcel上で作動します。Excelがインストールされていない場合ご使用になれません。
（Excel97.2000.2002.2003対応） またExcelは当製品には含まれておりません。

■インストール方法
① CD-ROMが自動再生の設定になっている場合、CD-ROMドライブに本CDを挿入すると自動的にインストールが開始されます。
インストール画面が表示されない場合はExplorerでCDを開き、Setup.exeをダブルクリックして下さい。
② インストール画面の指示に従い、インストールを行います。
③ インストールはCドライブ￥Program Files¥FAPが指定されます
インストール先フォルダーを変更した場合プログラムが正常に作動しない場合があります。
ハードディスクの容量等の問題で他のドライブやフォルダーを指定したい場合、当社にご連絡下さい
④ インストールが完了するとデスクトップに[FAP]のショートカットが作成されます。
ショートカットをダブルクリックするとソフトが起動します。

■アンインストール方法
[スタート]→ [設定]→ [コントロールパネル]→ [アプリケーションの追加と削除] よりソフトウェアー覧から
[役員報酬シミュレーション]を選択し[追加と削除]をクリックしてください。 アンインストールを行っても
顧客データは削除されません。再インストールによりそのままご利用いただけます。

■注意事項
本製品はマクロを使用しているためソフトスタート時の表示より「マクロを有効にする」を選択してください
また、マクロセキュリティレベルが「高」の場合使用できません。「中」に変更してください
変更方法はExcel画面から「ツール」→「マクロ」→「セキュリティ」→「マクロセキュリティレベル設定」で
「中」を指定してください

■システム要件

・ オペレーティングシステム	Windows 98/Me/NT/2000/XP
・ CPU	PentiumⅡ以上
・ メモリ	256Mバイト以上（512Mバイト以上推奨）
・ ハードディスク	10Mバイト以上の空き容量
・ モニタ	画面解像度1024×768 256色以上
・ プリンタ	A4カラープリンタ推奨

Windows、WindowsNTは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です

以上

平成17年4月

《本製品のサポート窓口》
サポート専用電話
IP-TEL：050-3347-8396

株式会社FAP
〒556-0016 大阪市浪速区元町2丁目8番4号
難波レジデンスビル9F
Tel:06-6648-7657 Fax:06-6648-7658
E-Mail:life@fap-net.co.jp

■起動時の処理

プログラム起動時には下図のメッセージが表示されます。「マクロを有効にする」をクリックしてください。弊社出荷時に製品のウィルスチェックを行っております。ウィルスの心配はありません。

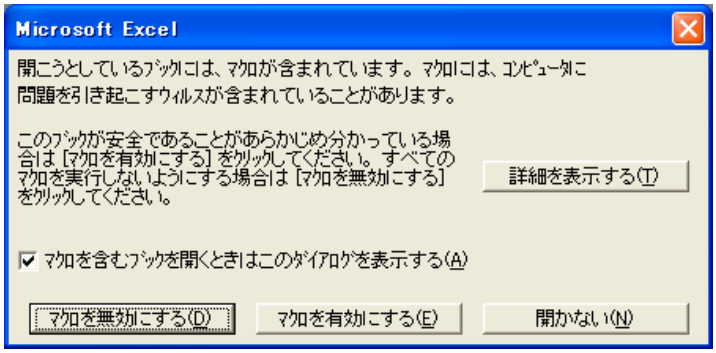

■パスワードの登録

個人情報保護のため、Ver4.0からプログラム起動時にパスワード入力を必要としました。
操作が煩雑になりますが、顧客の情報を他人の目にふれさせないことも営業上大切な責任です。
購入後最初にプログラム起動時にパスワードを登録の画面が表示されます。　（画面①）
2回目以降にプログラム起動時には登録したパスワードの入力が必要となります。　（画面③）
登録したパスワードを変更するときはＴＯＰ画面の「パスワード変更」ボタンをクリックします。
画面②が表示されますので新しいパスワードを設定してください。

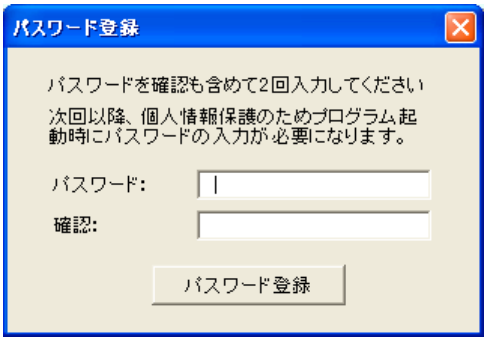

画面①

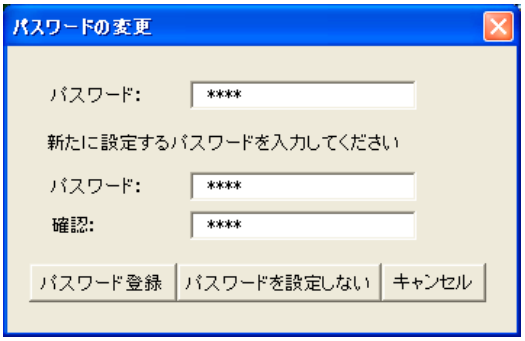

画面②

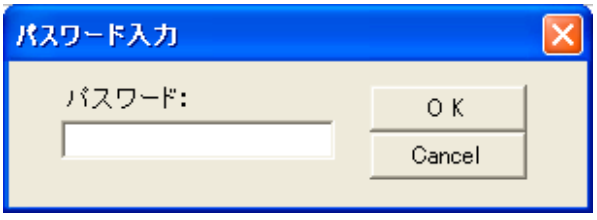

画面③

（注意事項）

画面②において「パスワードを設定しない」をクリックするとパスワードなしでプログラムを起動することができますが個人情報保護のためパスワードの設定をおすすめします。
もしパスワードを忘れた場合はプログラムを使用できなくなりますのでご注意ください。

■ヘルプ画面と注意事項

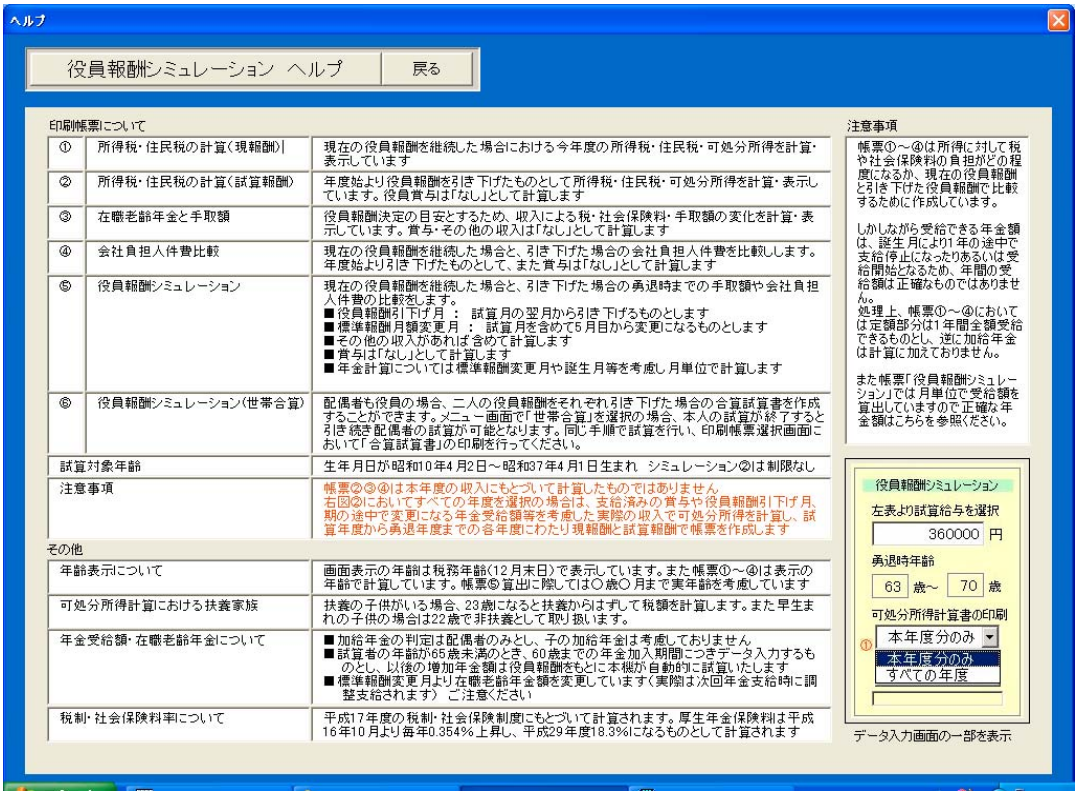

■本ソフトにおける生年月日の入力方法

・画面、帳票における年齢表示は税務年齢（12月末日の年齢）で行います。満年齢ではありません。
・西暦/和暦のどちらでも入力が可能です（表示はすべて和暦で表示されます）

・年齢入力方法
　昭和生まれの場合、年度の前に「s」をつけます
　平成生まれの場合、年度の前に「h」をつけます
　いずれも英小文字でけっこうです
　右図を参照ください

「年」の入力
　西暦で入力の場合、4文字入力すると自動的にカーソルが「月」へ移動します
　和暦で入力の場合、3文字入力すると自動的にカーソルが「月」へ移動します
「月」の入力
　2文字入力すると自動的にカーソルが「日」へ移動します
　2文字の入力がないと自動的にカーソルの移動はありません。したがって1～9月までの入力は「01」～「09」といった入力を行う必要があります。
「日」の入力
　2文字入力すると自動的に年齢計算を行います。
　入力された日付が間違っている場合（日付と認識できない場合）エラーメッセージが表示され、入力された数値が消去されます。

■メニュー画面

本ソフトは、高齢まで現役を続けることの多い経営者にとっての最適な役員報酬をシミュレーションいたします。あわせて、生命保険を活用した役員退職金積み立ての提案がスムーズに行えるようになっております。
本ソフトがご利用ユーザー様の業績向上の一助になることを心から祈念いたします。

① シミュレーションを行う前に顧客情報の登録が必要です
② 「役員報酬シミュレーション」のメイン操作画面が開き、シミュレーションを開始します。
　　年金受給資格のある６０代の経営者のシミュレーションはこちらを選択します。
③ 配偶者が役員の場合、夫婦二人の合算シミュレーションを行うことができます。
④ 年金加入歴の入力を省略したシュミレーションを行います。
　　４０代等比較的若い経営者等で年金受給が大分先の場合、年金加入歴の入力なしで
　　簡単にシミュレーションを行うことができます。
　　しかしながら年金計算を省略するため税・社会保険料の節減効果しか見込めません。

⑤所得税/住民税の計算を単独で行うことができます。
⑥在職老齢年金や高年齢雇用継続給付金の計算を単独で行うことができます。
　　②～④の「役員報酬シミュレーション」は経営者が対象のため、高年齢雇用継続給付金
　　は計算できません。⑥では従業員の在職老齢年金と雇用継続給付金の計算を行います。
⑦ 帳票に印刷する提案書作成者の会社名・氏名・住所等を登録することができます
⑧ パスワードの変更を行います。
⑨ プログラムを終了します。

■顧客管理画面

役員報酬シミュレーションにおいては最初に顧客情報を入力・登録することが必要です。

① 操作ボタン　保存・読込み・削除・検索ができます。
情報入力後「保存」ボタンをクリックすると②に顧客氏名が一覧表示されます。
②に表示の顧客氏名を選択し「読込」ボタンで顧客情報を読込み表示することができます。
顧客を検索したい場合③に顧客の《姓》を入力し「検索」ボタンをクリックしてください。

④ 顧客情報を入力・保存した後に、次に行いたい作業を選択し⑤のボタンをクリックします。
それぞれの計算画面が開き各種のシミュレーションをおこなうことができます。
計算画面においては顧客情報の登録や変更は行うことができません。

⑥ プログラムを終了する場合、いったん「TOP画面」に戻ることが必要です。

■旧バージョンの顧客データの取り扱いについて

プログラムを最初に起動時に旧バージョンの顧客情報がある場合、自動的にデータのコンバートを行い本機で使用可能となります。しかしながら、旧バージョンでは世帯の情報と年金加入歴等を単一の情報として保存していたため、一人の顧客で複数のプランを作成していた場合同一の顧客氏名が②に複数表示されます。
重複する顧客氏名は削除しても作成プランの情報はそのまま複数保存されます。

■メイン入力画面（シミュレーション①）

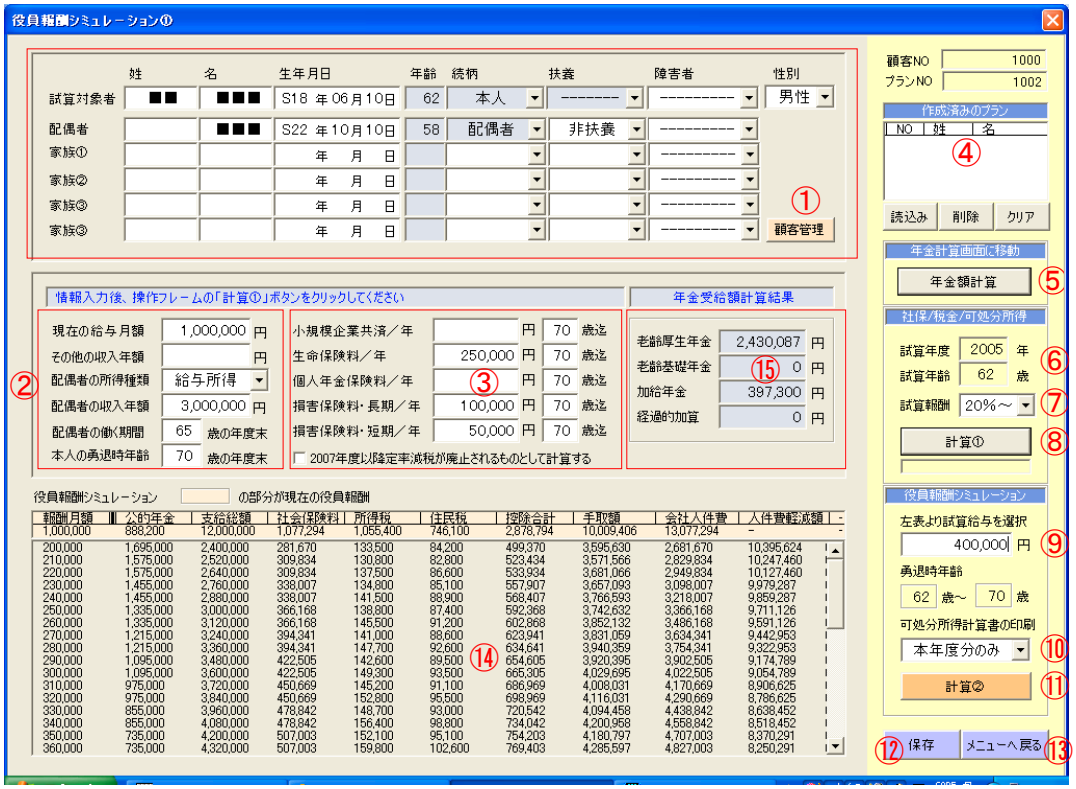

① 顧客情報は「顧客管理画面」で入力します。クリックすると顧客管理画面へ移動します。

② 試算対象者と配偶者の現在の収入と勇退時年齢を入力します。
その他の収入欄には不動産収入等報酬以外の収入を必要経費控除後の金額で入力します

③ 確定申告の際控除できる各種の控除対象保険料等の金額と払い込み期間を入力します。

④ 該当の顧客の作成済プランのみが表示されます。プランを呼び出しまたは削除する場合はリストボックス中の顧客氏名を選択し、「呼び出し」「削除」ボタンをクリックします。

⑤ 必要な入力後にクリックしてください。年金計算用フォームが表示されます。
年金計算が終了すると本画面に戻り、⑮に本年度の受給額が表示されます。

⑥ 試算年度と対象者の年齢が表示されます。

⑦ 選択された下限値より役員報酬1万円刻みで手取額・在職老齢年金額等のシミュレーションができます。下限値20%を選択の場合現在の役員報酬の20%が試算の下限値となります。
⑧のボタンをクリックすると計算結果が⑭に一覧表示されます。

⑧ ①～⑦終了後にクリックすると現在の収入で所得税・住民税の計算が行われ、プレビュー画面となります。印刷が必要な場合は「印刷」不要のときは「閉じる」をクリックします。

⑨ 現在の役員報酬をいくらに引き下げるか入力します。⑭の一覧表より該当する金額を選択した場合は選択された金額がボックスに入力されます。

⑩ 通常は本年度のみを選択します。「すべての年度」を選択すると勇退時までの各年度の所得税計算書を印刷します。7年間のシミュレーションの場合14枚の帳票を出力します。

⑪ ⑩まで終了したらクリックします。現在の役員報酬を継続した場合と、引き下げた場合の勇退時までの試算を行い、印刷フォームが表示されます。

⑫ 入力データを保存します。　⑬ 試算を終了しトップ画面に戻ります。

＊直後に操作するボタンは色が赤く変わります。常に赤い色のボタンをクリックしてください。

■公的年金計算画面

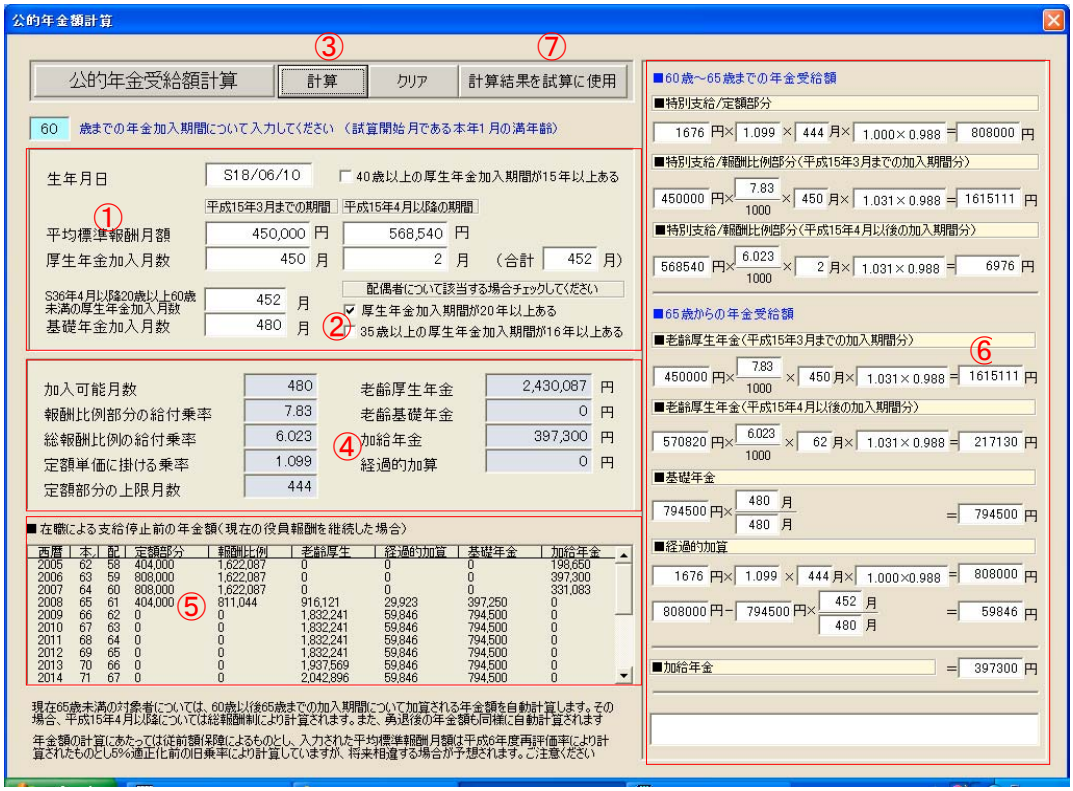

① 平均標準報酬月額と加入期間を入力します。試算時現在60歳以上65歳未満の方は60歳までの加入期間について、65歳以上の方は65歳までの加入期間について入力してください。
平成15年4月以降の総報酬制の期間がある場合、自動的に表示されます。
基礎年金加入月数は厚生年金加入期間と国民年金加入期間の合計加入月数を入力します。

② 配偶者の加入期間について該当する場合チェックします。加給年金の判定に使用します。
③ ①②の入力が終了したら「計算」ボタンをクリックします
④ 計算結果が表示されます。年金額は今年度の本来受給できる年金額です。
⑤ 試算対象者の本来受給できる年金額が年度ごとに一覧表示されます。
⑥ 年金受給額の計算式を表示します。総報酬制実施以前と以後の計算を別々に表示しています。
⑦ 計算が終了し、計算結果が下記に表示されたらクリックします。メインシミュレーション画面に戻り、計算結果をもとに試算を継続します。

■年金受給額の計算について

平成16年度の年金改正においては、平均標準報酬月額算出のための16年再評価率の決定、再評価率の名目手取り賃金変動率による毎年度改定、マクロ経済スライドの導入等、大きな改正が行われました。
一方では平成12年改正法附則第21条による従前額保障の考え方から、現実的な年金計算は6年再評価率で算定された平均標準報酬月額をもちいて、乗率は5%カットのない旧乗率を使って計算されます。この場合計算式の末尾に物価スライド率1.031×0.988（0.988は平成17年度物価スライド率）を乗じていますが、16年度の改定により1.031×0.988を「従前額改定率（平成17年度1.001）」と改正されました。今後はこの従前額改定率を物価の変動により変えていくことになります。
やがては従前額保障の額も「従前額改定率（平成17年度1.001）」を使用したほうが多くなると思われますが、現時点では従来通り1.031×0.988を使用したほうが年金額が多くなることと、本ソフトの試算対象者が現在年金受給権の発生している方、あるいは近々に受給権の発生する年代であることから従来通りの計算式による年金額計算を行うことといたします。また本年度以降の物価スライドは考慮しておりません。

■メイン入力画面（シミュレーション②）

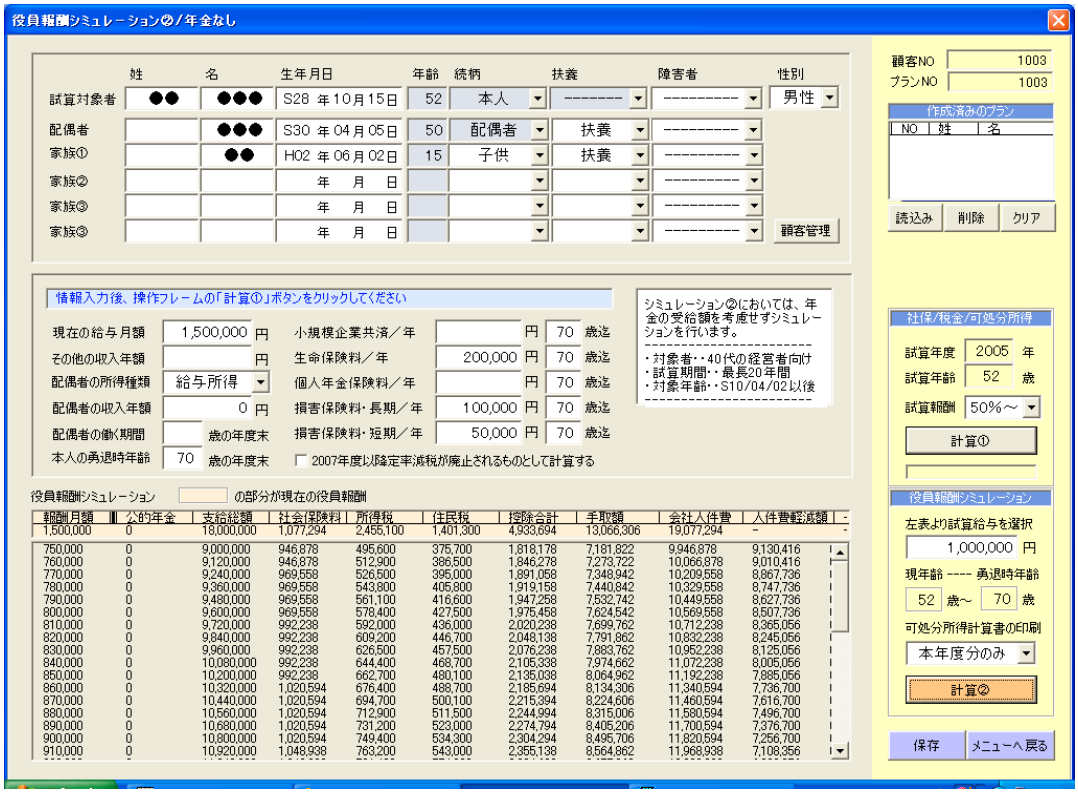

シミュレーション②では年金受給額を計算せずにシミュレーションを行います。
そのため年金加入歴を入力することなく簡単な操作でシミュレーションを行うことができます。
年金受給が大分先になる40代等、比較的若い経営者のシミュレーションに適しています。
シミュレーション①に比べ、在職老齢年金の効果が反映されないため、役員報酬の引下げ効果は社会保険料・所得税・住民税の軽減分のみと限定されますが、長期間にわたるシミュレーションにより、軽減額の累積額は大きなものとなることが考えられます。
役員報酬の引下げによる余裕資金で退職金積立を提案するには欠かすことができません。

各項目の入力はシミュレーション①を参照してください。

■注意事項

・最高20年間のシミュレーションが可能ですが、長期間のシミュレーションのため、税制や社会保険制度の改正により計算結果が相違することが考えられます。ご注意ください

・40代等の若い経営者に大幅な役員報酬の引下げを提案することはお勧めできません
わずかの引下げでも、長期間の間には大きな軽減効果が期待できます

・在職老齢年金の受給を考慮したほうが役員報酬引下げの効果が大きくなります
55歳以上の経営者のシミュレーションを行う場合はシミュレーション①が効果的です

■印刷と作成者情報の登録

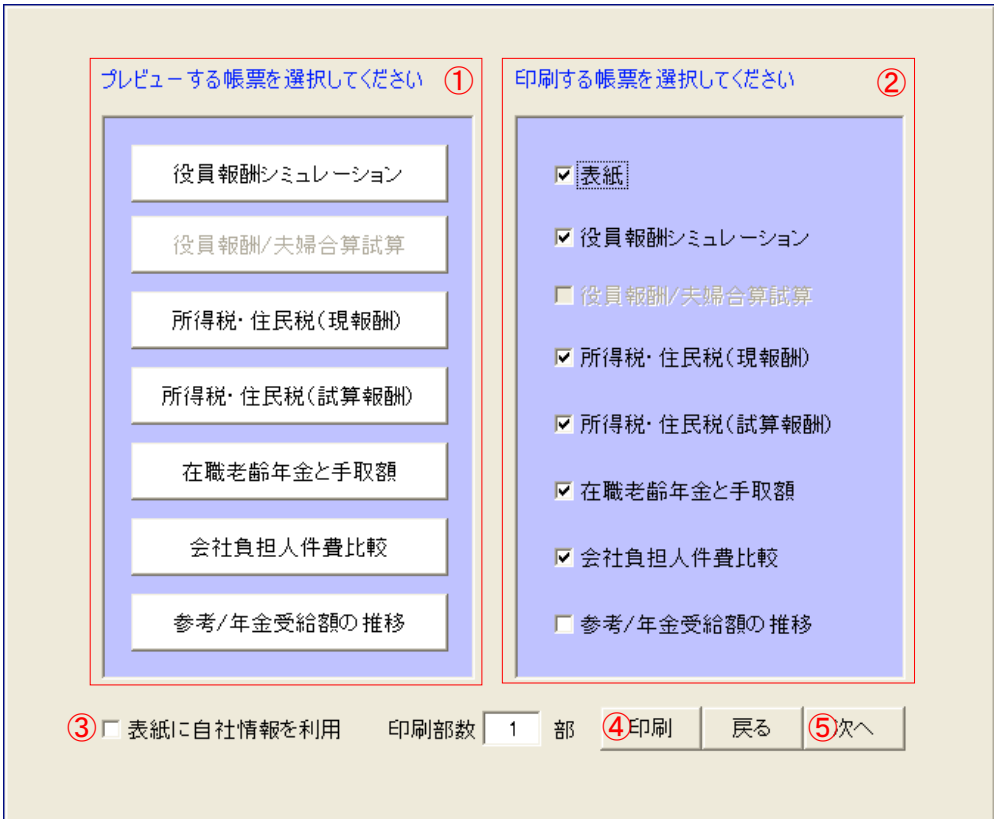

① 試算結果をパソコン画面上でプレビューする場合、該当のボタンをクリックします。
- 夫婦合算試算のボタンはメニュー画面で「夫婦合算試算」を選択した場合のみ使用することができます。プレビュー画面からプリンターを選択し印刷も可能です。

② 帳票を印刷します。必要な帳票を選択し④の印刷ボタンをクリックします。
- 夫婦合算試算の帳票はメニュー画面で「夫婦合算試算」を選択した場合のみ印刷することができます。通常使うプリンターへ出力されます。
- 夫婦合算試算の場合、最初に本画面で本人の帳票印刷を行ってください。次に配偶者の計算終了後配偶者の帳票印刷が必要です。2人分の帳票をまとめて印刷はできません。

③ 表紙に自社情報を印刷する場合チェックします。

⑤ ボタンをクリックすると生命保険による退職金積み立てシミュレーション画面に進みます。

■自社情報の登録

メニュー画面から「自社情報登録」を選択すると右図の登録フォームが表示されます。
自社情報を登録しておけば、上記の印刷画面で③をチェックすることで提案書に自社情報を印刷することが可能です。

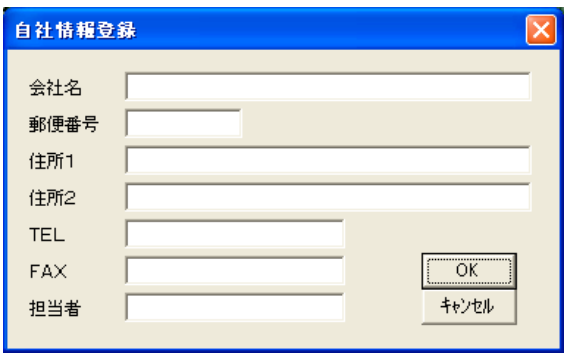

■役員退職慰労金の準備

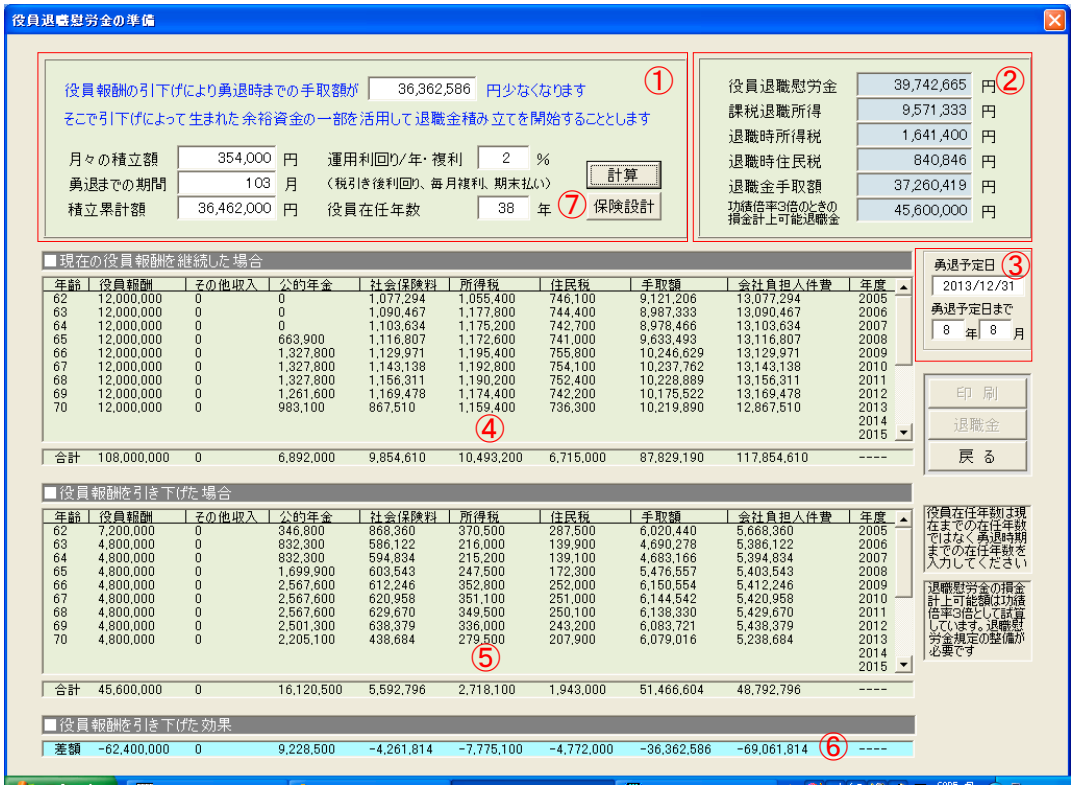

役員報酬を引き下げたために減少する手取額を、退職金として受取るためのシミュレーションを行います。月々の積み立て額や積み立て可能月数等は自動的に計算・表示されます。
運用利回りと役員在任年数を入力後計算ボタンをクリックしてください。退職時の所得税・住民税を計算し退職金手取額が表示されます。

[注意]　勇退までの期間は報酬引き下げ時（試算日の翌月）から勇退日の前月までとします。
運用利回りは税引き後の利回りを入力してください。毎月複利、期末払いで計算されます。
役員在任年数は試算日までの年数ではなく、勇退予定日までの年数を入力してください。
役員退職金の損金計上可能金額は下記算式によるものとします。

損金計上可能金額＝最終役員報酬月額×在任年数×功績倍率

功績倍率は３倍として計算されます。

① 役員報酬引き下げにより減少する手取額が表示され、退職金積み立てのシミュレーションを行います。運用利回り、役員在任年数を入力します。
② 積み立て元利合計を役員退職金とした場合の所得税・住民税を計算し手取額を表示します。
③ 勇退予定日と試算日からの期間を表示します。
④ 現在の役員報酬を継続する場合の年金受給額や税・社会保険料・手取額が表示されます。
⑤ 役員報酬を引き下げた場合の年金受給額や税・社会保険料・手取額が歴年表示されます。
⑥ ④と⑤の差額が表示されます。手取り減少額や引き下げの効果を把握することができます。

⑦ 生命保険による退職金積み立てをシミュレーションする場合は「保険設計」ボタンをクリックします。

■生命保険の活用による役員退職慰労金の準備

役員報酬を引き下げたために減少する手取額を、退職金として取り戻すため生命保険を活用した退職金準備をシミュレーションします。
シミュレーションを行うには、まず提案したい生命保険の設計書を作成する必要があります。
保健種類は、保険期間が比較的短い場合が多いと考えられるため、短期間で解約返戻金の多いもの（逓増定期・長期平準払い定期・終身保険・養老保険等）が適しています。

① お勧めする生命保険の保険料や解約返戻金を入力します
- 保健種類により損金計上部分・資産計上部分の保険料を入力します
- 保険料累計額と実質負担保険料は入力された保険料を元に計算されます
- 実効税率は初期値は40%としていますが変更可能です。
- 解約返戻金は作成した設計書より転記します。
- 役員在任年数は試算日までの年数ではなく、勇退予定日までの年数を入力します。
- 年間保険料の目安は、減少した手取額を確保するための目安となる保険料を表示していますが保険種類により相違します。（減少した手取額÷保険期間×1.2として表示）

② 解約返戻金を役員退職金とした場合の退職時にかかる税額と手取額を計算します。
- 退職金損金計上可能金額は下記算式によるものとします

  損金計上可能金額＝最終役員報酬月額×在任年数×功績倍率
- 功績倍率は3倍として計算されます

③ 勇退予定日と試算日からの期間を表示します
④ 現在の役員報酬を継続する場合の年金受給額や税・社会保険料・手取額が歴年表示されます
⑤ 役員報酬を引き下げた場合の年金受給額や税・社会保険料・手取額が歴年表示されます
⑥ ④と⑤の差額が表示されます。手取り減少額や引き下げの効果を確認することができます

■所得税/住民税の計算

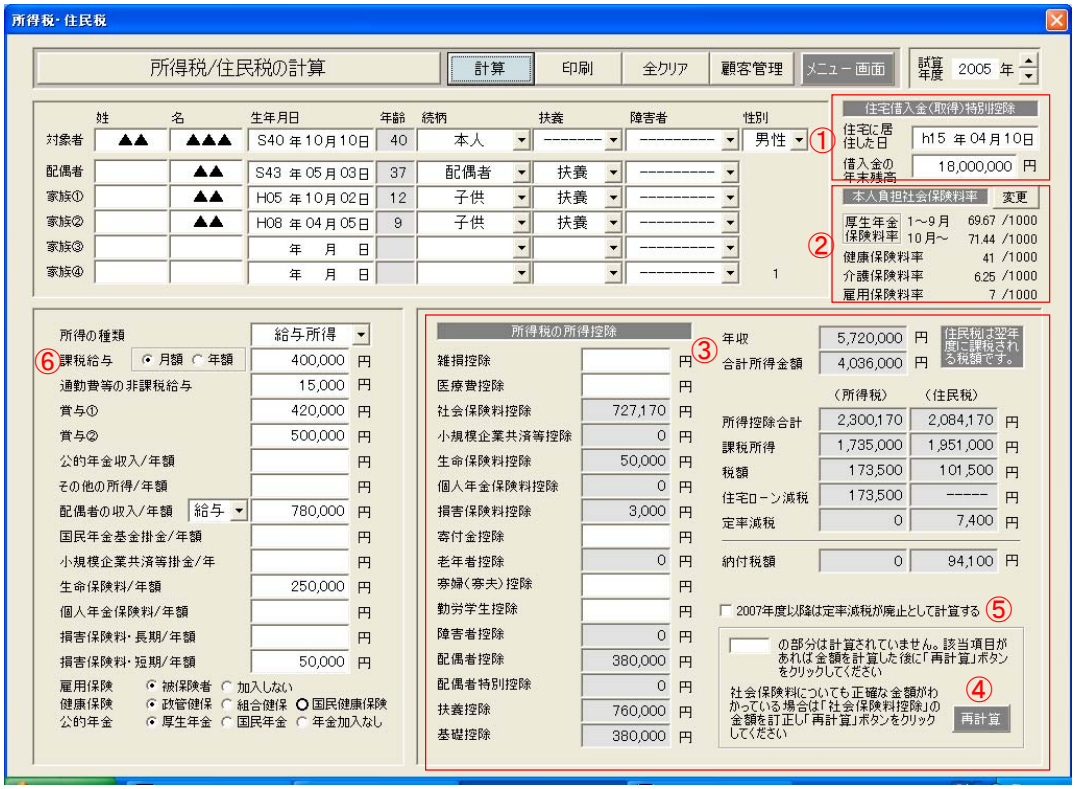

① 住宅ローン残高がある場合入力します。住宅ローン減税額を計算します。

② 社会保険料率は初期値では一般料率が表示されます。健保組合加入者や職業により相違する場合変更することができます。「変更」ボタンをクリックすると画面①が表示されます。社会保険料率の変更を行ってください。

③ 計算結果が表示されます。
雑損控除・医療費控除・寄付金控除・寡婦控除・勤労学生控除は計算されません。
これらに該当する場合、該当の金額を入力し「再計算」ボタン④をクリックしてください。

⑤ 2006年度は定率減税の縮小が実施されます。また2007年度以降の定率減税廃止も考慮されているところから、本機では定率減税の廃止が行われた場合のシミュレーションを可能としました。廃止としてシミュレーションを行う場合⑤をチェックしてください。
定率減税縮小は所得税については2006年度から、また住民税については2006年6月納付分から実施されますが対象は2005年分所得となるため、③の計算結果においては2005年度の住民税計算結果に定率減税の縮小が反映されます。

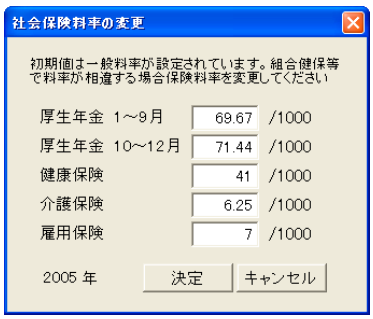

画面①

⑥収入の年収入力・・年額をクリックすると表示されます

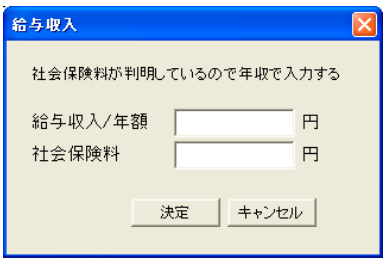

■在職老齢年金の計算

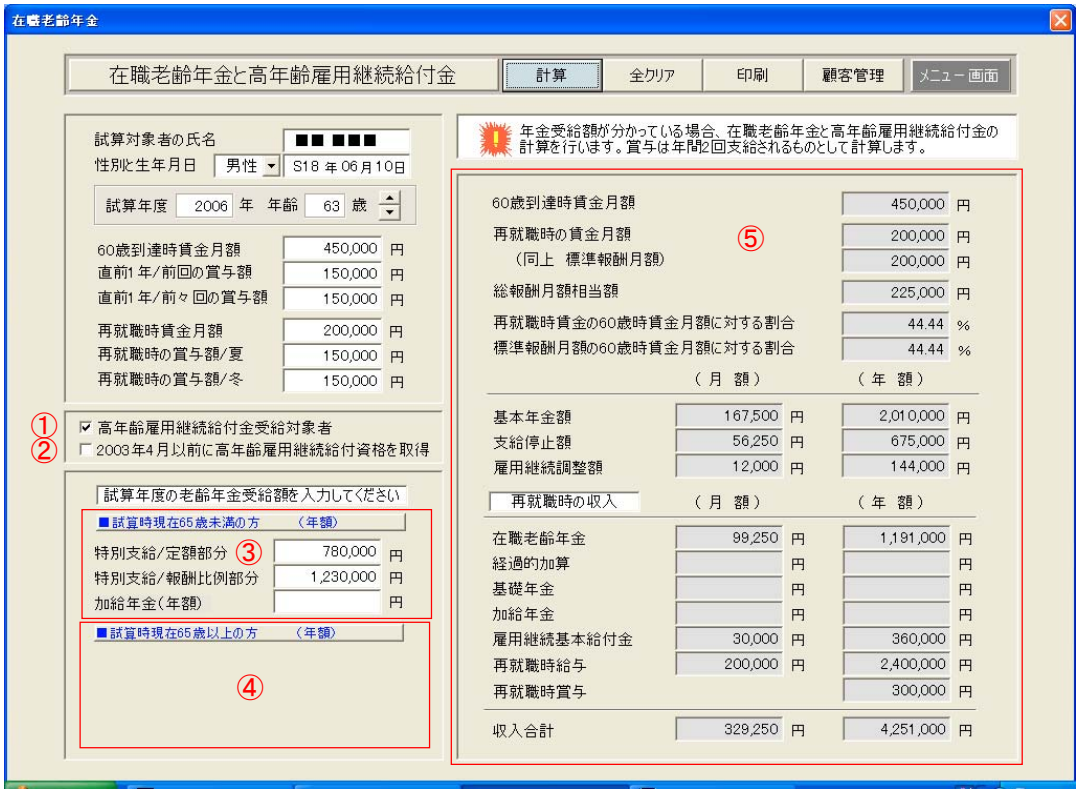

年金受給額がわかっている場合の従業員の在職老齢年金と高年齢雇用継続給付金を計算します。

氏名、生年月日を入力すると60歳到達時の年度が表示されます。60歳到達時賃金と再就職時の賃金を入力します。
在職老齢年金の計算に当たっては、総報酬制の実施により直前1年間の賞与を含めた「総報酬月額相当額」において年金額が計算されます。そのため直前1年間の賞与額の入力が必要です。
本来は年3回以内の賞与が対象となりますが本機では賞与は年2回までとします。

総報酬月額相当額＝標準報酬月額＋平均賞与額（賞与年額÷12）
（ただし1回の賞与が150万円を超える場合150万円が上限）

① 高年齢雇用継続給付金受給対象者の場合チェックします。
受給資格は60歳到達の時点で雇用保険の被保険者期間が5年以上あることが必要です。
経営者の在職老齢年金を計算する場合、雇用継続給付金は受給できないためチェックをはずして計算してください。

② 2003年4月に60歳を超え雇用継続給付金の受給資格がある場合チェックします。
雇用継続給付金の計算方法が相違します。

③ 試算年度における年齢が65歳未満の場合、受給できる年金額を入力します。

④ 試算年度における年齢が65歳以上の場合、年金額入力ボックスが表示されます。
該当の年金額を入力してください。

⑤ 計算結果が表示されます。
再就職時の賃金・賞与・在職老齢年金・雇用継続給付金をあわせた収入が表示されます。

■平均標準報酬月額について

本ソフトでは年金受給額を求めるため、平均標準報酬月額と加入月数による簡易計算を行ないます。
しかしながら、平均標準報酬月額は社会保険事務所でなければ正確な額を知ることは困難です。
正確な計算を希望される場合は社会保険事務所にお客様本人が問い合わせを行う必要があります。
ここでは、概算の平均標準報酬月額で試算書を作成される場合の平均標準報酬月額の入力について解説します。

○役員報酬が高額な経営者も、標準報酬月額は最高620,000円（平成17年4月現在）
厚生年金の標準報酬月額は、605,000円以上の給与の場合一律で620,000円となります。
仮に月額200万円の役員報酬をもらっている経営者も、標準報酬月額は30等級620,000円として厚生年金保険料を支払うことになります。
平成17年4月現在の保険料は個人負担分で43,195円、また同額の会社負担が発生します。
健康保険の標準報酬月額は39等級980,000円まで定められており、給与月額955,000円以上は同額ですがそれまでは給与の額により保険料が増加します。
厚生年金・健康保険の保険料は添付の参考資料をご覧ください。
また、現在の30等級620,000円という上限は経済状況等により引き上げも予想されます。

○年度により標準報酬月額の上限は違ってくる（取扱説明書13、標準報酬月額の変遷　参照）

○昔と今では貨幣価値が違うため、標準報酬月額を現在の価値に再評価します
例えば、昭和19年4月生まれの経営者が平成16年3月まで20年間標準報酬月額が最高額であった場合、経営者としての20年間の平均標準報酬月額は約560,000円となりますが、生涯を通じての平均標準報酬月額は、若年時代の給与の額が少ないため大きく下がることが一般的です。今高額の役員報酬をもらっている経営者も、生涯を通じての平均標準報酬月額は最大でも43万円～47万円程度と考えるのが妥当でしょう。
顧客へのアプローチの段階で年金加入歴の詳細情報を入手することはなかなか難しいため上記の平均標準報酬月額で大まかな提案書を作成することも必要でしょう。

○厚生年金保険料は平成16年10月より保険料が改定になっています。
平成17年4月現在の厚生年金保険料率は、標準報酬月額に対し13.934%（会社負担を含む）となっていますが、平成16年の年金改正により毎年0.354%づつ引き上げられ、平成29年以後は18.3%で固定されます。
本ソフトにおいては試算年度ごとに上記の保険料率で厚生年金保険料を計算します。

＊平成15年4月以降の総報酬制による加入期間ガある場合、本ソフトが平均標準報酬月額と加入月数を自動的に計算・表示します。
＊60歳以降の加入期間については、現在の役員報酬と引き下げた役員報酬をもとに平均標準報酬月額を推計し65歳以降加算される年金額の計算を行います。

■在職老齢年金の計算方法の改正

○平成17年4月より在職老齢年金の計算方法が改正されました。
従来は、65歳未満の場合の在職老齢年金は一律20%の支給停止となっていましたが、平成17年4月より支給停止は廃止されました。
この改正により年金受給額は若干増えることになります。
しかしながら、平成19年4月よりは従来70歳以上であれば在職中でも満額の年金受給ができたものが、70歳以上も60歳代後半と同じ計算方式により支給停止が行われることとなったため、高齢まで現役を続ける中小企業オーナーは大きな影響を受けることになります。

■厚生年金保険料/被保険者負担額（一般料率）　（単位 円）

	報酬月額		標準報酬	2004年 10月～	2005年 9月～	2006年 9月～	2017年 9月～	
	円以上	円未満		6.967%	7.144%	7.321%	9.150%	
1 等級		101,000	98,000	6,828	7,001	7,175	8,967	円
2 等級	101,000～	107,000	104,000	7,246	7,430	7,614	9,516	円
3 等級	107,000～	114,000	110,000	7,664	7,858	8,053	10,065	円
4 等級	114,000～	122,000	118,000	8,221	8,430	8,639	10,797	円
5 等級	122,000～	130,000	126,000	8,778	9,001	9,224	11,529	円
6 等級	130,000～	138,000	134,000	9,336	9,573	9,810	12,261	円
7 等級	138,000～	146,000	142,000	9,893	10,144	10,396	12,993	円
8 等級	146,000～	155,000	150,000	10,450	10,716	10,981	13,725	円
9 等級	155,000～	165,000	160,000	11,147	11,430	11,714	14,640	円
10 等級	165,000～	175,000	170,000	11,844	12,145	12,446	15,555	円
11 等級	175,000～	185,000	180,000	12,541	12,859	13,178	16,470	円
12 等級	185,000～	195,000	190,000	13,237	13,574	13,910	17,385	円
13 等級	195,000～	210,000	200,000	13,934	14,288	14,642	18,300	円
14 等級	210,000～	230,000	220,000	15,327	15,717	16,106	20,130	円
15 等級	230,000～	250,000	240,000	16,721	17,146	17,570	21,960	円
16 等級	250,000～	270,000	260,000	18,114	18,574	19,035	23,790	円
17 等級	270,000～	290,000	280,000	19,508	20,003	20,499	25,620	円
18 等級	290,000～	310,000	300,000	20,901	21,432	21,963	27,450	円
19 等級	310,000～	330,000	320,000	22,294	22,861	23,427	29,280	円
20 等級	330,000～	350,000	340,000	23,688	24,290	24,891	31,110	円
21 等級	350,000～	370,000	360,000	25,081	25,718	26,356	32,940	円
22 等級	370,000～	395,000	380,000	26,475	27,147	27,820	34,770	円
23 等級	395,000～	425,000	410,000	28,565	29,290	30,016	37,515	円
24 等級	425,000～	455,000	440,000	30,655	31,434	32,212	40,260	円
25 等級	455,000～	485,000	470,000	32,745	33,577	34,409	43,005	円
26 等級	485,000～	515,000	500,000	34,835	35,720	36,605	45,750	円
27 等級	515,000～	545,000	530,000	36,925	37,863	38,801	48,495	円
28 等級	545,000～	575,000	560,000	39,015	40,006	40,998	51,240	円
29 等級	575,000～	605,000	590,000	41,105	42,150	43,194	53,985	円
30 等級	605,000～	635,000	620,000	43,195	44,293	45,390	56,730	円

厚生年金保険料率の今後の推移			国民年金保険料の今後の推移			
2005年9月以降	（平成17年）	14.288%	2005年4月以降	（平成17年）	13,580	円
2006年9月以降	（平成18年）	14.642%	2006年4月以降	（平成18年）	13,860	円
2007年9月以降	（平成19年）	14.996%	2007年4月以降	（平成19年）	14,140	円
2008年9月以降	（平成20年）	15.350%	2008年4月以降	（平成20年）	14,420	円
2009年9月以降	（平成21年）	15.704%	2009年4月以降	（平成21年）	14,700	円
2010年9月以降	（平成22年）	16.058%	2010年4月以降	（平成22年）	14,980	円
2011年9月以降	（平成23年）	16.412%	2011年4月以降	（平成23年）	15,260	円
2012年9月以降	（平成24年）	16.766%	2012年4月以降	（平成24年）	15,540	円
2013年9月以降	（平成25年）	17.120%	2013年4月以降	（平成25年）	15,820	円
2014年9月以降	（平成26年）	17.474%	2014年4月以降	（平成26年）	16,100	円
2015年9月以降	（平成27年）	17.828%	2015年4月以降	（平成27年）	16,380	円
2016年9月以降	（平成28年）	18.182%	2016年4月以降	（平成28年）	16,660	円
2017年9月以降	（平成29年）	18.300%	2017年4月以降	（平成29年）	16,900	円

■標準報酬月額の変遷

当時の標準報酬		平成6年	再評価後の標準報酬
時期	標準報酬月額	再評価率	
昭和33.3 以前	3000～ 18,000円	13.96	139,600 ～ 251,280 円
33.4 ～ 34.3	3000～ 18,000円	13.66	136,600 ～ 245,880 円
34.4 ～ 35.3	3000～ 18,000円	13.47	134,700 ～ 242,460 円
35.4 ～ 36.3	3000～ 36,000円	11.14	111,400 ～ 401,040 円
36.4 ～ 37.3	3000～ 36,000円	10.3	103,000 ～ 370,800 円
37.4 ～ 38.3	3000～ 36,000円	9.3	93,000 ～ 334,800 円
38.4 ～ 39.3	3000～ 36,000円	8.54	85,400 ～ 307,440 円
39.4 ～ 40.4	3000～ 36,000円	7.85	78,500 ～ 282,600 円
40.5 ～ 41.3	7000～ 60,000円	6.87	68,700 ～ 412,200 円
41.4 ～ 42.3	7000～ 60,000円	6.31	63,100 ～ 378,600 円
42.4 ～ 43.3	7000～ 60,000円	6.14	61,400 ～ 368,400 円
43.4 ～ 44.10	7000～ 60,000円	5.43	54,300 ～ 325,800 円
44.11 ～ 46.10	10000～ 100,000円	4.15	41,500 ～ 415,000 円
46.11 ～ 48.10	10000～ 134,000円	3.6	36,000 ～ 482,400 円
48.11 ～ 50.3	20000～ 200,000円	2.64	52,800 ～ 528,000 円
50.4 ～ 51.7	20000～ 200,000円	2.25	45,000 ～ 450,000 円
51.8 ～ 53.3	30000～ 320,000円	1.86	55,800 ～ 595,200 円
53.4 ～ 54.3	30000～ 320,000円	1.71	51,300 ～ 547,200 円
54.4 ～ 55.9	30000～ 320,000円	1.62	48,600 ～ 518,400 円
55.10 ～ 57.3	45000～ 410,000円	1.46	65,700 ～ 598,600 円
57.4 ～ 58.3	45000～ 410,000円	1.39	62,550 ～ 569,900 円
58.4 ～ 59.3	45000～ 410,000円	1.34	60,300 ～ 549,400 円
59.4 ～ 60.9	45000～ 410,000円	1.29	58,050 ～ 528,900 円
60.10 ～ 62.3	68000～ 470,000円	1.22	82,960 ～ 573,400 円
62.4 ～ 63.3	68000～ 470,000円	1.19	80,920 ～ 559,300 円
63.4 ～ 元.11	68000～ 470,000円	1.16	78,880 ～ 545,200 円
平成1.12 3.3	80000～ 530,000円	1.09	87,200 ～ 577,700 円
3.4 ～ 4.3	80000～ 530,000円	1.04	83,200 ～ 551,200 円
4.4 ～ 5.3	80000～ 530,000円	1.01	80,800 ～ 535,300 円
5.4 ～ 6.3	80000～ 530,000円	0.99	79,200 ～ 524,700 円
6.4 ～ 6.9	80000～ 530,000円	0.99	79,200 ～ 524,700 円
6.1 ～ 7.3	92000～ 590,000円	0.99	91,080 ～ 584,100 円
7.4 ～ 8.3	92000～ 590,000円	0.99	91,080 ～ 584,100 円
8.4 ～ 9.3	92000～ 590,000円	0.99	91,080 ～ 584,100 円
9.4 ～ 10.3	92000～ 590,000円	0.99	91,080 ～ 584,100 円
10.4 ～ 12.3	92000～ 590,000円	0.99	91,080 ～ 584,100 円
12.4 ～ 12.9	92000～ 590,000円	0.917	84,364 ～ 541,030 円
12.10 ～ 17.3	98000～ 620,000円	0.917	89,866 ～ 568,540 円
17.04 ～ 18.3	98000～ 620,000円	0.923	90,454 ～ 572,260 円

再評価率については、平成12年の年金改正において11年再評価率が定められ、さらに16年の改正において16年再評価率が定められました。ところが従前額保障の考え方から、実務上11年再評価率を使用することもなく年金計算が行われている上に本年度の再評価率改正という複雑な状況となっています。しかしながら、社会保険事務所より入手する年金見込額照会回答票に記載の「11再評価」額も現状では6年度再評価率で再評価した平均標準報酬月額であることから、本ソフトにおいては6年再評価率による平均標準報酬月額による従前額保障により年金額計算を行います。